

2011年10月 6日
郵産労 交 第 7号

郵便事業株式会社
代表取締役社長
鍋倉 真一 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元徳

2011 年度年末手当に関する要求書

2011 年度における年間一時金について、日本郵政グループ各社は、2011 年 4 月 13 日、夏期手当は「1. 4 月」年末手当は「1. 4 月」との考え方を示して、5 月 13 日に夏期手当「1. 5 月」年末手当「1. 5 月」の再提案を行ってきました。郵産労は、いずれの提案についても、それぞれの時期に要求書を提出し、交渉を経て決めていくことを会社との間で確認しています。

今回の一時金の大幅カットの理由として、会社側は郵便事業会社の赤字を上げています。郵産労は、郵便事業会社の赤字の大半は宅配事業統合に伴うものであり、その責任は経営陣にあり、労働者に転嫁すべきではないと考えます。

いうまでもなく、社員にとって年間一時金は生活設計を行っていく上で重要な位置を占めており、夏期手当 1. 5 月の実施は生活設計を根本から崩すものとなりました。また、3 月 11 日の東日本震災以降、一丸となって被災地をはじめ全国で郵政事業を提供してきた社員のやる気さえ失わせるものでした。

したがって、今年末手当については下記の内容で要求します。誠意ある回答を求めるものです。

記

- 1 2011 年度の年末手当は基準内賃金の 2. 2 5 月とすること
- 2 高齢者再雇用社員、期間雇用社員については、正社員に準じた支給引上げを行うこと
- 3 宅配事業統合に伴う赤字は経営責任として労働者に転嫁しないこと
- 4 宅配事業統合に伴う経営陣の責任として一時金のあり方について明らかにすること
- 5 2011 年度上半期の経営状況を詳細に説明し、特別報奨金のあり方について明らかにすること
- 6 支給日は 12 月 9 日（金）とすること

以上